

# 公衆浴場営業の手引き

大分市保健所 衛生課

令和 8 年 7 月

## 目次

|                                          |   |
|------------------------------------------|---|
| 1. 公衆浴場営業について .....                      | 1 |
| 2. 公衆浴場営業の許可申請                           |   |
| (1) 許可取得までの流れ .....                      | 1 |
| (2) 許可申請に必要な書類等 .....                    | 2 |
| (3) 構造設備の基準 .....                        | 3 |
| (4) 衛生措置の基準 .....                        | 3 |
| (5) 風紀措置の基準 .....                        | 4 |
| 3. 変更・廃止等の各種届出                           |   |
| (1) 変更届 .....                            | 5 |
| (2) 廃止（停止）届 .....                        | 5 |
| 4. 営業の承継 .....                           | 6 |
| 5. 営業者の義務【レジオネラ属菌の検査実施 及び 保健所への提出】 ..... | 6 |
| 6. 公衆浴場法以外のお問い合わせ先 .....                 | 7 |

## 1. 公衆浴場営業について

### 【「公衆浴場」とは】

「温湯、潮湯又は温泉その他を使用して、公衆を入浴させる施設」と公衆浴場法で定められています。

### 【公衆浴場営業の種別】

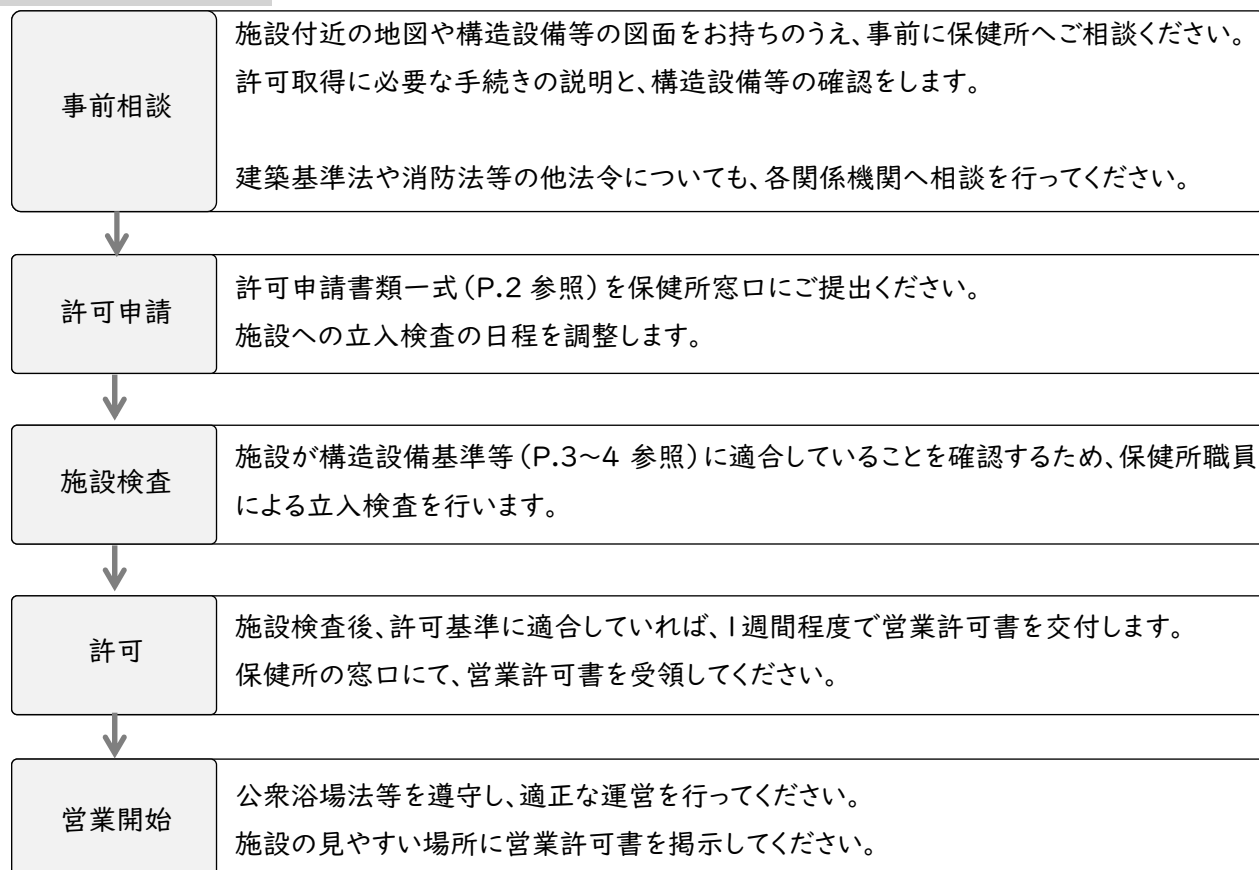
営業形態によって、次の2種類に分けられます。

|          |                                                                                                                                                           |
|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 一般公衆浴場   | 利用の目的及び形態が、地域住民の日常生活において保健衛生上必要なものとして利用されるもの<br>※物価統制令(昭和21年3月勅令第118号)により、入浴料金の上限が定められています。                                                               |
| その他の公衆浴場 | 一般公衆浴場以外の公衆浴場<br>〔(例) 保養・休養を目的としたヘルスセンター・健康ランド型のもの、スポーツ施設に併設されるもの、サウナ、個室付き公衆浴場、エステティックサロンの泥風呂等〕<br>※旅館業許可施設において、日帰り入浴といった宿泊者以外の利用者に入浴させる場合も、公衆浴場の許可が必要です。 |

## 2. 公衆浴場営業の許可申請

公衆浴場を営業するには、公衆浴場法等の構造基準に適合する施設ごとに、事前に保健所に営業許可申請を行い、許可を受ける必要があります。

### (1) 許可取得までの流れ



## (2) 許可申請に必要な書類等

以下の書類等を揃え、保健所窓口に提出してください。提出部数：1 部

※申請書等の控えが必要な場合は、2 部ご提出ください。(1 部に受付印を押印してお返します。)

|                                                                                                 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 公衆浴場営業許可申請書                                                                                   |
| 住所及び営業施設の所在地については、公式地番を記入してください。<br>※温泉法の利用許可がない場合、施設名称に「〇〇温泉」等の使用はできません。                       |
| ② 営業施設の設置場所の周辺見取図                                                                               |
| 営業施設から 300m 以内の見取図を提出してください。<br>※一般公衆浴場を新たに設置する場合、既設の一般公衆浴場との直線距離が 300m 以上必要です。                 |
| ③ 構造設備を明らかにする図面                                                                                 |
| 建物の配置図、各階ごとの平面図及び脱衣室、浴室、浴槽等の詳細図                                                                 |
| ④ 給水、給湯、汚水等の配管図、系統図（色分けすること）                                                                    |
| 循環ろ過、熱交換、消毒装置等の配置図及び系統図も提出してください。<br>色分けの例：給水（青）、給湯（赤）、汚水排出（茶）等                                 |
| ⑤ 浴用に供する水の水質検査結果                                                                                |
| 浴槽やシャワーに使用する湯水が <u>水道水以外</u> の場合（地下水、温泉等）、レジオネラ属菌等の検査等が必要です。※浴槽水ではなく、 <u>原水</u> の検査を行ってください。    |
| ⑥ 飲用に供する水の水質検査結果                                                                                |
| 飲用に供する水が <u>水道水以外</u> の場合、水道法第 4 条に定める水質基準に適合していることを証明する検査結果書が必要です。※ <u>原水</u> の検査を行ってください。     |
| ⑦ 法人の場合は、定款又は寄付行為の写し 及び 登記事項証明書の写し                                                              |
| 登記事項証明書については、法人番号又は会社法人等番号がわかる場合は、添付の省略が可能です。                                                   |
| ⑧ 建築基準法に基づく検査済証の写し                                                                              |
| 公衆浴場として使用する建築物の、建築基準法第 7 条第 5 項に規定する検査済証の写し<br>【お問い合わせ先】大分市 開発建築指導課 「6.公衆浴場法以外のお問い合わせ先 (P.7)」参照 |
| ⑨ 消防法令適合通知書の写し                                                                                  |
| 最寄りの消防署に申請し、交付を受けてください。<br>【お問い合わせ先】各消防署等 「6.公衆浴場法以外のお問い合わせ先 (P.7)」参照                           |
| ⑩ 公衆浴場営業許可申請手数料                                                                                 |
| 24,400 円（現金） ※書類申請時に必要です。                                                                       |

### (3) 構造設備の基準

| 項目        | 基準                                                                                       |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 脱衣室と浴室の区画 | 脱衣室と浴室の間は、見通してきける方法で区画すること                                                               |
| 浴室の床面、側壁  | 床面及び床面から 1.5mまでの側壁は耐水性の材料を用いること<br>床面は排水及び清掃の容易な構造であること                                  |
| 浴槽の縁の高さ   | 浴室の床面から5cm以上あること                                                                         |
| 浴室の湯栓、水栓数 | 上がり用湯、上がり用水を十分供給できる数設置すること                                                               |
| 飲用水の供給設備  | 浴室又は脱衣室に、飲料水供給設備を1ヵ所以上設け、「飲用適」の表示を行うこと                                                   |
| 便所        | 入浴者の利用しやすい場所に便所を設け、防虫、防臭、流水式手洗い設備を設けること                                                  |
| サウナ設備     | 温度調整設備及び温度計を備え、常時適温に保持できる構造であること<br>室内を容易に見通せる窓を適当な位置に設けること<br>出入口は、入浴者が内部から開閉できる構造であること |

### (4) 衛生措置の基準

| 項目                   | 基準                                                                                                  |
|----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 換気・照明等               | 施設内の換気、採光、照明及び保温は、脱衣、入浴等に支障のないよう十分に行うこと                                                             |
| 施設、設備                | 入浴者が利用する脱衣室、浴室、便所等は常に清潔を保つこと                                                                        |
| 排水設備                 | 排水が円滑に行われるよう十分に清掃し、防臭に努めること                                                                         |
| 入浴上の注意事項             | 浴槽に入る前には体を洗うこと等の注意事項を、脱衣室等の入浴者の見やすい場所に掲示すること<br>薬湯、サウナ設備等の入浴に注意が必要な場合は、注意事項を入浴者の見やすい場所に掲示すること       |
| くし、タオル等の貸与           | くし、タオル、かみそり等を貸与する場合は、新しいもの又は消毒した清潔なものとする                                                            |
| 原湯、原水、上り用湯、上がり用水、浴槽水 | レジオネラ属菌 10cfu/100ml 未満であること<br>(検査結果を保健所に報告すること)                                                    |
| 浴槽水                  | 浴槽水は、常に清潔を保ち、浴槽を満たしていること<br>露天風呂の湯水が、浴槽水に混じらないこと<br>毎日(循環式浴槽で毎日完全に換水しないものは1週間に1回以上)完全に換水し、浴槽を清掃すること |
| 上り用湯、上り用水            | 上がり用湯、上がり用水は、常に清浄を保ち、十分な量を供給すること                                                                    |
| 打たせ湯、シャワー            | 打たせ湯、シャワーは、浴槽水を使用しないこと                                                                              |
| 貯湯槽                  | 生物膜その他の汚れ状況を定期的に監視し、清掃、消毒を行い、清掃時には貯湯槽内の原湯等を完全に排水すること                                                |
| 調節箱                  | 生物膜の状況を監視し、年1回以上、除去を行うための清掃及び消毒を行うこと                                                                |
| シャワー                 | 週に1回以上、内部の水が置き換わるように通水すること<br>シャワーヘッド及びホースは、6カ月に1回以上点検し、内部の汚れ及びスケールを除去するため、年に1回以上洗浄及び消毒をすること        |
| 配管                   | 図面等により配管の状況を正確に把握し、不要な配管は、生物膜の形成場所とならないよう管理すること                                                     |
| 浴槽水等の水質検査            | 原湯、原水、上がり用湯、上がり用水、浴槽水については、レジオネラ属菌の水質検査を行い、その結果を入浴者の見やすい場所に掲示し、保健所長へ報告すること                          |
| 衛生管理手引書              | 衛生管理手引書を作成して従業者に周知徹底し、衛生管理責任者を選任すること                                                                |
| 水質検査結果書              | 水質検査結果書及び残留塩素濃度測定結果等の記録書を作成し、3年間保管すること                                                              |

|       |                |                                                                                          |
|-------|----------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 循環式浴槽 | 原湯等            | 温度を常に60℃以上を保つ又は消毒を行うこと                                                                   |
|       | ろ過器            | ろ過器は、週1回以上逆洗浄し汚れを排出するとともに、循環設備の清掃及び消毒を行うこと                                               |
|       | 浴槽水            | 浴槽水の誤飲を防ぐための措置をとること                                                                      |
|       |                | 浴槽水の消毒には塩素系薬剤を使用し、遊離残留塩素濃度又は結合残留塩素濃度を毎日測定・記録し、基準（遊離 通常 0.4、最大 1.0mg/L）・（結合 3.0mg/L）に保つこと |
|       |                | 消毒に塩素系薬剤を使用しているときは、ろ過器の直前に投入すること                                                         |
|       | 集毛器            | 集毛器は、毎日清掃及び消毒を行うこと                                                                       |
|       | オーバーフロー還水管、回収槽 | オーバーフロー還水管は直接循環配管に接続しないこと                                                                |
|       |                | オーバーフロー還水管及び回収槽の内部の清掃及び消毒を週1回以上行うとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないよう回収層の湯水を消毒を行うこと                      |
|       | 水位計            | 水位計は配管内の洗浄及び消毒を行うことができる構造又は配管等を要しないセンサー方式であること                                           |
|       | 水位計配管          | 水位配管系は週1回以上、洗浄及び消毒を行うこと                                                                  |
|       | 気泡発生装置         | 当該設備に必要な湯水には、連日使用の浴槽水は使用しないこと                                                            |
|       |                | 内部の生物膜や定期的に監視し、除去のための清掃及び消毒を行うこと                                                         |
|       | ろ過器及び消毒装置      | 浴槽に湯水があるときは、常に作動させること                                                                    |
|       | 配管             | 内部の湯水を完全に排水できる構造とすること                                                                    |

#### (5) 風紀措置の基準

| 項目     | 基準                                                          |
|--------|-------------------------------------------------------------|
| 脱衣室、浴室 | ① 隔壁を設けて男女を区別し、相互に見通すことができないようにすること<br>脱衣室の出入口には男女別の表示をすること |
|        | ② 外部から見通すことができないようにすること                                     |
| 混浴     | ③ 7歳以上の男女を混浴させないこと                                          |
| 装飾設備等  | ④ 風紀を乱すおそれのある文書、絵画、写真、物品、広告及び装飾設備の設置又は掲示を行わないこと             |
| 従業員の服装 | ⑤ 清潔で、かつ、善良な風俗を乱すおそれのないものとする                                |

※家族風呂については、①と③の基準は適用されません。

### 3. 変更・廃止等の各種届出

#### (1) 変更届

公衆浴場の許可取得後、以下の項目に変更があった場合は、変更から 10 日以内に「公衆浴場営業許可申請書記載事項変更届」に必要な書類を添付して保健所に提出してください。

| 変更事項                                   | 備考                                                                                            |
|----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 申請者の住所<br>(法人の住所や、個人営業の場合は営業者の住所の変更)   | 法人の場合は、履歴事項全部証明書*の写しを添付<br>*法人番号(会社法人等番号)がわかる場合は、添付省略可能です。                                    |
| 申請者の氏名<br>(法人の名称や、個人営業の場合は結婚等による氏名の変更) | ※申請者自体が変わる場合は、「新規営業許可」もしくは「営業承継届」が必要です。                                                       |
| 代表者(法人のみ)                              | 履歴事項全部証明書*の写しを添付<br>*法人番号(会社法人等番号)がわかる場合は、添付省略可能です。                                           |
| 施設の名称                                  | 許可書の書換えを希望する場合は、別途、再交付申請(現在の許可書(原本)を添付)をしてください                                                |
| 使用水の変更<br>(浴用に供する水の種類を変更する場合)          | 例) 井水→水道水、水道水→温泉 等<br>※温泉を追加する場合は、温泉利用許可等が必要となりますので、事前に保健所にご相談ください。                           |
| 施設の構造設備<br>(浴室の増改築や、温泉貯湯槽やろ過器の新設交換等)   | 構造設備基準に適合する必要があるため、 <b>必ず工事の着工前に</b> 図面を持参し、保健所にご相談ください。<br>なお、大規模な変更の場合には、新規申請が必要となる場合があります。 |

#### 【新規での営業許可申請手続きが必要となる場合】

- ・ 新しく建築物を建て、公衆浴場を営業する場合
- ・ 既許可営業施設で、大規模な増改築、移転等をする場合

#### (2) 廃止(停止)届

営業の全部又は一部を停止又は廃止したときは、10 日以内に届出を提出してください。

※廃止の場合は、公衆浴場営業許可書(原本)を添付してください。

## 4. 営業の承継

事業譲渡、法人の合併や分割、相続の場合は、地位承継の手続きを行うことにより、営業を引き継ぐことができます。「公衆浴場営業承継届」に下記の書類を添付し、保健所に申請してください。

また、許可書の再交付を希望される場合は、別途、再交付申請（現在の許可書（原本）を添付）が必要です。

| 承継の事由 | 添付書類                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業譲渡  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業譲渡が行われたことを証する書類</li> <li>・譲受人が法人の場合は、譲受する法人の定款又は寄付行為の写し、登記事項証明書*の写し</li> </ul> <p>*法人番号（会社法人等番号）がわかる場合は、添付省略可能です。</p>                                                                                                                  |
| 合併・分割 | <p>&lt;合併の場合&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・合併後存続する法人又は合併により設立された法人の定款又は寄付行為の写し、登記事項証明書*の写し</li> </ul> <p>&lt;分割の場合&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・分割により公衆浴場業を承継した法人の定款又は寄付行為の写し、登記事項証明書*の写し</li> </ul> <p>*法人番号（会社法人等番号）がわかる場合は、添付省略可能です。</p> |
| 相続    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・（１）又は（２）の書類 <ul style="list-style-type: none"> <li>（１）被相続人の死亡を証明する戸籍謄本又は除籍謄本、相続人の全員の戸籍謄本<br/>※被相続人が死亡した日以後の証明日のものがが必要です。</li> <li>（２）法定相続情報一覧図の写し（法務局より交付されたもの）</li> </ul> </li> <li>・相続人が２人以上の場合は、申請者以外の相続人全員の同意書</li> </ul>            |

## 5. 営業者の義務

### レジオネラ属菌の検査実施 及び 保健所への提出

毎年、浴槽水のレジオネラ属菌の検査を行い、その結果を入浴者の見やすい場所に掲示するとともに、保健所に検査結果を報告してください。

#### 【浴槽の種類と検査頻度】

| 浴槽の種類           | 換水頻度                              | 測定頻度    |
|-----------------|-----------------------------------|---------|
| 循環式浴槽 以外（かけ流し式） | —                                 | 年 1 回以上 |
| 循環式浴槽           | 浴槽水を毎日換水するもの                      | 年 1 回以上 |
|                 | 浴槽水を塩素系薬剤を使用して消毒し、2 日以上使用するもの     | 年 2 回以上 |
|                 | 浴槽水を塩素系薬剤を使用しない方法で消毒し、2 日以上使用するもの | 年 4 回以上 |

## 6.公衆浴場法以外のお問い合わせ先

### 【大分市保健所衛生課へ提出する公衆浴場以外の届出等】

- 温泉を利用する場合 ※掘削に関することは、大分県自然保護推進室にご相談ください。
- 貯水槽等を使用する場合
- 特定建築物(特定用途の延べ面積 3,000 ㎡以上)に該当する場合
- 飲食の提供を行う場合:食品衛生担当班(電話(直通):097-536-2704) ※衛生課 9 番窓口

### 【上記以外の主なお問い合わせ先】

|                                           |                                                                                                                                                                      |
|-------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 建築基準法<br>建築確認等について                      | 大分市役所 開発建築指導課(本庁舎 7 階)<br>電話:097-537-5635                                                                                                                            |
| ② 都市計画法<br>用途地域について                       | 大分市役所 都市計画課(本庁舎 7 階)<br>電話:097-537-5965                                                                                                                              |
| ③ 消防法<br>消防法令適合通知書、消防<br>設備等について          | 中央消防署 予防査察担当班(電話:097-532-2108)<br>南大分分署 庶務予防担当班(電話:097-544-7750)<br>東消防署 予防査察担当班(電話:097-527-2721)<br>佐賀関分署 庶務予防担当班(電話:097-575-0681)<br>南消防署 予防査察担当班(電話:097-586-1230) |
| ④ 温泉法<br>掘削に関すること                         | 大分県自然保護推進室(大分市大手町3-1-1 大分県庁舎別館5F)<br>電話:097-506-3025                                                                                                                 |
| ⑤ 大分市税条例<br>入湯税に関すること                     | 大分市役所 税制課(第 2 庁舎 3 階)<br>電話:097-537-7314                                                                                                                             |
| ⑥ 浄化槽法<br>浄化槽を設置する場合                      | 大分市役所 廃棄物対策課(本庁舎 4 階)<br>電話:097-540-5850                                                                                                                             |
| ⑦ 大気汚染防止法<br>ばい煙発生施設を設置する<br>場合           | 大分市役所 環境保全課(本庁舎 4 階)<br>電話:097-537-5762(代表)                                                                                                                          |
| ⑧ 廃棄物処理法<br>事業系ごみ(一般廃棄物、産<br>業廃棄物)の処理について | 大分市役所 ごみ減量推進課(本庁舎 4 階)<br>電話:097-537-5624                                                                                                                            |
| ⑨ 健康増進法<br>受動喫煙防止対策について                   | 大分市保健所 健康課(保健所 1 階)<br>電話:097-536-2517                                                                                                                               |

※他の関係法令についても確認いただき、遵守するようお願いします。

大分市保健所 衛生課 生活衛生担当班  
〒870-8506 大分市荷揚町 6 番 1 号  
TEL 097-536-2854  
FAX 097-532-3490